

第13回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年12月9日(月) 午後3時05分
- 2 開催場所 いすみ市役所 大原庁舎3階 大会議室
- 3 出席委員(11名)

2番 麻生 等	3番 吉田 良和	4番 高橋 奈緒美
5番 吉清 哲司	6番 鳥山 喜六	8番 菰田 賢
9番 松崎 秋夫	10番 福山 博久	11番 吉野 一夫
12番 吉野 一義	13番 中村 好男	
- 4 欠席委員(2名)

1番 織本 幸一	7番 岩瀬 俊哉
----------	----------
- 5 提出議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地判断について
 - 議案第4号 令和6年度第9次農用地利用集積計画(案)について
 - 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)についてその他

(開会 午後3時05分)

事務局 只今から令和6年第13回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、1番 織本委員、7番 岩瀬委員2名であり、出席委員数は、委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、麻生副会長よりご挨拶を申し上げます。

(麻生副会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第2条」及び「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により副会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号3番 吉田委員、議席番号13番 中村委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、相続により取得したが、耕作出来ないためです。

譲受人理由は、新規就農のためです。柿や大豆、季節野菜を計画しています。申請土地、松丸字北原 地目、畑、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は、高齢により事業継続が困難なためです。

譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。肉牛飼育を計画しております。申請土地、須賀谷字黒鍛冶谷 地目、牧場、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は賃貸借権設定。図面番号は2です。

番号3、譲渡人理由は、遠方に居住し農地の管理が困難なためです。

譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。ブルーベリー等果樹を計画しています。申請土地、新田字郷戸 地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は3です。

番号4、譲渡人理由は、譲受人の要請に応じるためです。

譲受人理由は新規就農のためです。ミカン、ナシ、イチジク等を計画しています。申請土地、深堀字西ノ谷堰下 地目、畑、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は4です。

番号5、譲渡人理由は、遠方に居住し、耕作に困難なためです。

譲受人理由は新規就農のためです。ウメ、ナシ、ミカン等の果樹を計画しています。申請土地、山田字笹原 地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は5です。

番号6、譲渡人理由は、耕作が出来ないためです。

譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。季節野菜を計画しています。申請土地、岬町江場土字興和 地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は6です。

番号7、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ないためです。

譲受人理由は譲渡人の要請に応じるためです。水稻計画しています。

申請土地、楽町字柿沢（カキザワ）地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は7です。

以上で説明を終わりにいたします。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2については、8番 菰田委員の補足説明をお願いいたします。

菰田委員 8番 菰田です。番号1につきましては、事務局の説明のとおりで特に問題ないと思われます。

番号2につきましても、勝浦市で肉牛を飼育している農家で、以前から

知っている方で、子供さんが経営に加わるとのことなので、問題はないと思われま

す。

議長 番号3及び番号4について、5番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 5番 吉清です。図面番号3を見ていただければ分かると思いますが、排水等も特に問題はないと思います。

番号4については、建物と隣接している土地で、みかんとイチジクを作付けるとのこと

で、問題ないと思います。

議長 番号5について、7番 岩瀬委員が欠席のため、本来であれば会長から補足説明をいたしますが、会長が欠席のため、事務局からの説明で問題ないと報告を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 番号6について、9番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 9番 松崎です。番号6については、事務局の説明のとおりで、荒れていた土地も整備されて耕作できる状態になっておりましたので、問題ないと思

います。

議長 番号7について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥山委員 6番 鳥山です。番号7ですが、水耕栽培の一带で水稻を予定しているとのことで問題ないと思

います。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願

います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といた

します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1から番号3は関連がありますので、一括でご説明いたします。

本件土地は荻原滝ノ下の田〇〇〇〇㎡で、農地以外の筆を合わせた全体計画面積は〇〇〇〇㎡です。神明前集会所の西側に位置します。図面番号8です。

申請地は農業振興地域内の農用地に指定されていることから原則として許可できませんが、一時転用で市の定める農業振興地域整備計画に影響を及ぼすおそれのないことから、例外的に許可できるものと考えます。転用目的は配管敷設開削工事及び作業エリアです。申請人は申請地北側にあるガス井戸関係の配管敷設開削工事を行うため、申請地を開削し、それ以外の部分を作業エリアとして使用します。

全体の所要資金は、〇〇〇〇円で自己資金にて賄う計画です。

番号4、本件土地は弥正塚根の畑〇〇〇〇㎡で、市営住宅の東側に位置します。図面番号9です。

申請地は、国道465号線といすみ鉄道に挟まれた小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地であると考えます。

譲受人は事業拡大のため店舗に隣接する申請地を取得し、来客用、従業員用の駐車場（〇〇台分）の増設を図ります。

埋立ては行わず、整地のみ行います。用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。全体の所要資金は、〇〇〇〇円で自己資金にて賄う計画です。

番号5、本件土地は若山南下野の田〇〇〇〇㎡で、矢玉公民館の東側に位置します。図面番号10です。

申請地は、住宅地に囲まれた小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地であると考えます。

譲受人は現在借家住まいですが、実家に近い申請地を取得し、自己住宅を建築します。埋立ては行わず、整地のみ行います。用水は市営水道。排

水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面の市道側溝へ放流します。

全体の所要資金は、〇〇〇〇円で自己資金にて賄う計画です。他法令の関係は道路占用について建設課に許可申請予定です。

番号6、本件土地は若山南若山の田と畑〇〇〇〇㎡で熊野神社の南側に位置します。図面番号11です。

申請地は、山林や住宅地に囲まれた小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地であると考えます。

譲受人は、現在一宮町で自営の建築業を行っておりますが、現在所有の資材置場が手狭となったことから申請地を取得し、新たな資材置場を確保します。埋立ては行わず、申請地内の切土、盛土を行い、整地を行います。用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とする計画です。全体の所要資金は、〇〇〇〇円で自己資金にて賄う計画です。

番号7、本件土地は新田郷戸の田と畑〇〇〇〇㎡で西大原駅の北側に位置します。図面番号12です。

申請地は、西大原駅から500m以内の農地であることから、第2種農地であると考えます。

譲受人は、幹線道路や駅、小学校に近く利便性があることから、建売分譲住宅（〇〇棟計〇〇〇〇㎡）の建築及び進入路（〇〇〇〇㎡）の設置を計画しました。土砂の搬入による埋立てを行います。用水は市営水道。排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。全体の所要資金は〇〇〇〇円で借入金にて賄う計画です。

他法令の関係は、開発について都市整備課に事前協議予定、小規模埋立て条例について環境保全課に事前協議予定、道路法について建設課に占用許可申請予定となっております。

番号8、本件土地は日在新田の畑〇〇〇〇㎡で、三門駅の東側に位置します。図面番号13です。

申請地は、三門駅から500m以内の農地であることから第2種農地であると考えます。

譲受人は現在使用している資材置場が新しい事務所の建築に伴い使用で

きなくなることから、事務所に近い申請地を取得し、新たな資材置場の整備を行います。埋立ては行わず、整地のみ行います。用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とする計画です。全体の所要資金は〇〇〇〇円で、自己資金にて賄う計画です。

番号9、本件土地は日在新田の畑〇〇〇〇㎡で、三門駅の東側に位置します。図面番号14です。

申請地は、三門駅から500m以内の農地であることから第2種農地であると考えます。

譲受人は、幹線道路や駅等に近く利便性があることから貸家住宅（〇〇〇〇㎡）の建築を計画しました。用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後市道側溝へ放流します。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で、自己資金にて賄う計画です。他法令の関係は道路法について、建設課に占用許可申請予定です。

番号10、本件土地は岬町江場土興和の田〇〇〇〇㎡で興和地区集会所の南西に位置します。図面番号15です。

申請地は国道沿いの事業所や店舗に囲まれた小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地であると考えます。

譲受人は、自己の事業所に隣接する申請地を取得し従業員用駐車場（〇〇台分）を整備します。埋立ては行わず、整地のみ行います。全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて行います。

以上で説明をおわります。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1番から番号3につきましては、8番 菰田委員の補足説明をお願いいたします。

菰田委員 8番 菰田です。番号1から番号3については、ガス採掘のために掘った井戸から配管移送するための一時転用で、事務局の説明のとおりで問題はありません。

議 長 番号4について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥山委員 6番 鳥山です。図面番号9の土地で、請け人の会社が西側にあり、駐

車場として使用するとのことで、特に問題はないと思います。

議長 番号5から番号9について、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 5番 吉清です。番号5については、図面番号10を見るとお分かりいただけると思いますが、市街地化が進んでいる地域で、排水も整備されており問題ないと思います。

番号6については、耕作放棄であったが、現地確認の際には、きれいに整地されており、資材置き場にするとのことですが、特に問題ないと思われれます。

番号7については、住宅を建設する予定とのことですが、排水等も整備されており、特に問題ないと思われれます。

番号8は、資材置き場として利用し、番号9は住宅を建設する予定とのことで、道路側溝も整備されており、周りも住宅地となっておりますので、特に問題はないと思われれます。

よろしくご審議お願いします。

議長 番号10について、9番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 9番 松崎です。番号10については、周辺土地は、ほとんど申請者の土地で、従業員の駐車場に使用するとのことでしたので、特に問題はないと思われれます。

よろしくご審議お願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、非農地判断についてご説明いたします。

お手元に補足資料、非農地申出写真を配布しましたので、議案と併せて

ご参照ください。

番号1、申請土地、上布施字根方、地目、田、〇〇〇〇㎡です。

図面番号16番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。12月5日に、織本会長、吉野一夫委員、関推進委員、農業委員会事務局2名により現地確認を実施しております。現況は、お手元配布資料右肩1から2番の写真の状態であり原野化しておりました。非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明にはいります。

11番 吉野一夫委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 11番 吉野です。申請土地は何年も耕作放棄されており、今後の耕作は困難とし、農地ではないと判断しました。

よろしくお願ひします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

吉清委員 申請土地は、何年このような状態なのか、判断基準として20年経過していなければいけないと考えているが、考え方は間違っていますか。

事務局 吉清委員の仰せのとおりで、判断基準は20年以上経過していることでよろしいと考えております。

議長 他に質疑ありませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひます。挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和6年度第9次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和6年度第9次農用地利用集積計画（案）につきまして、

ご説明いたします。

いすみ市長より、令和6年11月19日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は13ページに記載させて頂いております。

賃借権7件、使用貸借権3件、貸付者10名、借受者4名、田、34,448㎡でございます。

以上の計画(案)は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

新規設定で、使用貸借権2件、貸付者2名、借受者2名、田、9,197㎡、再設定で使用貸借権3件、貸付者3名、借受者2名、田、22,489㎡、賃借権4件、貸付者4名、借受者2名、田、24,109㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようですので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は
挙手願います。挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 農地の転用事実に関する照会に対する回答について、報告いたします。

今回は11月30日までに回答済の13件について、議案書19ページ
から21ページに記載のとおり報告させていただきます。

議 長 他に何かありますでしょうか。

委 員 なし。

議 長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しま
した。

以上をもちまして令和6年第13回いすみ市農業委員会総会を閉会とさ
せていただきます。

慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後3時50分)

議事録署名人

議長

3 番委員

1 3 番委員